

群馬県立図書館の在り方検討報告書について

県立図書館は築40余年が経過し、老朽化や書庫不足など施設面での課題を抱えている一方、「県有施設のあり方見直し最終報告」（令和3年3月）において、前橋市立図書館とのサービス重複解消や、文書館との再整備などの検討を行うよう指摘されました。

このため、県教育委員会では、長期的な視点から新たな時代にふさわしい県立図書館の在り方を検討するために「群馬県立図書館の在り方検討委員会」を設置し、県民の視点や専門的見地からの意見をいただきました。

このたび、同委員会での議論を踏まえ、20年後を見据えた県立図書館の在り方について、報告書として取りまとめました。

1. 県立図書館の在り方検討委員会

○開催状況

R3.10～R4.11 計8回

○委員構成

氏名	所属等
赤石 知子	株式会社上毛新聞社デジタルビジネス局出版部長
岡本 真	アカデミック・リソース・ガイド株式会社代表取締役
河島 茂生	青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授
後藤 さゆり	共愛学園前橋国際大学副学長
西村 淑子	群馬大学情報学部教授・総合情報メディアセンター長
山崎 新太	株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門シニアマネジャー

※50音順、敬称略、所属等は委員会設置時点

2. 報告書概要

○考慮すべき見通し

人口減少、市町村間格差の拡大、「Society5.0」への移行、情報格差の拡大

○目指す姿

自立分散型社会を支える知的基盤として、県民と共創する図書館

○目指す姿を実現するために注力する役割・機能の方向性

柱1 自立分散型社会を支える知的基盤として必要な資料や情報の収集、組織化、保存、提供を徹底すること

- ・文化的な生活やビジネスに必要な知識や地域課題の解決に役立つ情報の充実と提供
- ・デジタルリソース（電子書籍サービス、商用データベース、デジタルアーカイブ等）の充実
- ・行政資料や映像資料を含む地域資料の網羅的収集とデジタル化徹底、データベース化
- ・「群馬らしさ」を追求した資料集積
- ・文書館、博物館等資料収集機関との機能連携

柱2 情報の活用・発信拠点となること

- ・群馬における情報のハブ
- ・デジタルシチズンシップ教育への支援
- ・豊富な資料・サービスを基盤としたコミュニティ形成、価値創造の場づくり

柱3 県域の中核館として図書館サービスを全ての県民に提供すること

- ・県域図書館間の相互貸借を含むネットワークの活性化
- ・市町村立図書館、学校図書館等への支援、円滑な情報共有、相談体制の構築
- ・図書館未設置町村への図書館サービスの提供

○実現に向けた課題

多様な主体との協働、職員の人材育成・確保、デジタルデバイドへの対応、施設整備、文書館との統合、前橋市立図書館との機能連携

**群馬県立図書館の
在り方検討報告書**

令和5年3月

群馬県教育委員会

目 次

はじめに

I 県立図書館の現状と課題

- | | |
|------------------|-----|
| 1 施設概要等 | 2 頁 |
| 2 県立図書館の役割 | 2 頁 |
| 3 県内の市町村立図書館設置状況 | 3 頁 |
| 4 近年の県立図書館をめぐる経過 | 3 頁 |

II 20年後を見据えた県立図書館の在り方について

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 20年後とする理由 | 6 頁 |
| 2 考慮すべき見通し | 6 頁 |
| 3 目指す姿 | 7 頁 |
| 4 目指す姿を実現するために注力する役割・機能の方向性 | 8 頁 |
| 5 実現に向けた課題 | 12 頁 |

III 資料編

- | | |
|--------------------|------|
| 1 群馬県立図書館の在り方検討委員会 | |
| (1) 設置要綱 | 15 頁 |
| (2) 委員名簿 | 16 頁 |
| (3) 検討経過 | 16 頁 |
| (4) 議事概要 | 18 頁 |
| 2 関連法令等 | 31 頁 |

はじめに

県立図書館は、昭和 53 年の竣工から 40 余年が経過し、老朽化や書庫不足などの施設面での課題を抱えています。昨今の社会情勢に目を向けると、人口減少社会の到来、デジタル技術の急速な進展などにより社会の有り様も大きく変化しており、県民の教育・文化の発展に寄与する中核的な施設である県立図書館が担う役割・機能に大きな影響を与えています。

一方、県の行財政改革の一環として行われた県有施設のあり方見直しの対象施設に県立図書館が選定され、令和 3 年 3 月に公表された最終報告では、中心市街地への移転整備を予定している前橋市立図書館との合築を含めたサービスの重複解消や、文書館との再整備の検討を行うよう指摘されました。

これらを踏まえ、県立図書館を所管する県教育委員会では、長期的な視点から新たな時代にふさわしい県立図書館の在り方を検討するため、外部の有識者で構成する「群馬県立図書館の在り方検討委員会」を設置し、県民の視点や専門的見地から意見をいただきました。

本報告書は、同委員会での議論を踏まえ、20 年後を見据えた県立図書館の在り方について県教育委員会が取りまとめたものです。

I 県立図書館の現状と課題

1 施設概要等

○施設概要

所在地	前橋市日吉町一丁目9番1号
規模	地下1階、地上4階、駐車場140台 収蔵可能冊数82万冊、うち開架25万7千冊
面積	敷地面積7,931.99㎡、建築面積1,856.45㎡、延床面積6,691.69㎡
竣工	昭和53年3月

○資料保有状況（令和3年度末時点）

図書	873,912冊
新聞・雑誌	3,909種
視聴覚資料	49,181点

○利用状況（令和3年度）

総貸出冊数	306,399冊
うち相互貸借冊数	12,755冊
レファレンス利用件数	16,759件
うち調査相談件数	4,856件

2 県立図書館の役割

図書館法が規定する「教育と文化の発展」のため、特に県立図書館としての立ち位置を考慮して、次の役割を担っています。

○県立図書館の役割（県立図書館作成「令和4年度要覧」より転記）

- ・ 地域の、「学びの支援」と「読書活動の推進」
- ・ 市井の研究者等に対する高度専門的情報サービスの提供
- ・ 県内の図書館等への支援と図書館間連携の振興
- ・ 地域資料の最終保存

3 県内の市町村立図書館設置状況

	人口（人）（※）	市町村数	
		設置	設置なし
県全体	1,939,110	23	12
うち 市	1,656,920	12	0
うち町村	282,190	11	12

（※）人口は「令和2年国勢調査」（R2.10.1時点の人口）

4 近年の県立図書館をめぐる経過

（1）県社会教育委員会議（平成22年度）

○群馬県公立図書館等の振興方策に係る答申

- ・ 県民の本棚として課題解決・支援型図書館
- ・ 高度な専門的情報サービスを提供する図書館
- ・ 図書館ネットワークの中核図書館
- ・ 県内の図書館未設置町村を支援する図書館
- ・ 群馬県に関する資料・情報の最終保存図書館

○答申への対応

- ・ 高度専門的資料、郷土資料の収集・保存に重点
- ・ 調査相談（レファレンス）機能の充実
- ・ 相互貸借制度の充実

（2）群馬県事務・事業見直し委員会（平成25年度）

○判定結果

- ・ 市町村立図書館と重複する事業の見直し
- ・ 専門図書整備などの機能重点化

○委員会後の対応

- ・ 市町村立図書館と重複するイベントの廃止
- ・ 調査相談機能の強化（人材育成等）
- ・ 市町村図書館、学校図書館人材の育成支援の強化
- ・ 県関係資料の最終保存として資料デジタル化拡充

(3) 県有施設のあり方見直し（令和2年度）

○最終報告内容

- ・必要な施設であるが、前橋市立図書館とのサービス重複は解消すべき

○見直しの方向性

- ・県市の役割分担を見直し、運営面でのサービス重複解消を図る
- ・市立図書館との合築による整備についても検討する
- ・県立文書館との機能統合を念頭に、再整備について検討する

◎「群馬県議会行財政改革特別委員会」(R2.10) に、県有施設のあり方見直し関係で提出した資料（抜粋）

<県立図書館の課題>

(1) 施設の老朽化等

- ・各所での雨漏り
- ・未だ改修しきれていない和式トイレ（洋式化率47.6%）
- ・職員数を必要とする間取り

(2) 設備等の不足

ア 書庫

- ・敷地外別置していても、書庫充足率が約120%
- ・県立図書館が目指すべき資料点数（100～120万冊）と比して書庫（キャパ＝82万冊）が貧弱

イ 駐車場

- ・イベント時以外は、キャパ（140台）を超えることはまずなく、超えることが予想される場合は、近傍施設に事前協議
- ・一方で、ベイシア（文化ホール）のホール使用時、放送大学の試験期間は不適切駐車が横行

(3) 業務基盤の整備

- ・ICタグの未整備
- ・貸出機、自動資料搬送機の未導入
- ・オンラインDBタイトルの貧弱

(4) デジタルシフト対応

- ・国立国会図書館、Googleによる書籍デジタル化
- ・学校のデジタル化によるデジタルネイティブの拡大
- ・情報組織化や典拠の確認が難しいインターネット
- ・情報弱者救済の不十分
- ・図書館用電子書籍タイトルは貧弱

- (5) 出版動向の不透明
- ・平成 25 年をピークに減少に転じた新刊図書発行点数
 - ・激減する雑誌タイトル数
 - ・出版社の権利ビジネスへのシフト

◎前橋市立図書館との資料重複に係る調査(第 3 回群馬県立図書館在り方検討委員会用に調査)

<調査結果>

重複割合は、約 27%と推計

<調査概要>

調査期間：令和 3 年 10 月 15 日～令和 3 年 10 月 20 日

基準日：令和 3 年 9 月末時点

比較範囲：県立 約 81 万冊（逐次刊行物、町村支援文庫を除く）

前橋市立 約 47 万冊(本館及び子ども図書館の計)

調査方法：ランダム関数を用いて抽出した県立図書館所蔵資料(1,000 冊)を前橋市立図書館の所蔵資料検索システムで確認

調査結果：

種類	調査冊数	前橋市所蔵	重複割合
一般書	895 冊	206 冊	23.0%
児童書	105 冊	65 冊	61.9%
合計	1,000 冊	271 冊	27.1%

Ⅱ 20年後を見据えた県立図書館の在り方について

1 20年後とする理由

長期的な視点で検討を行うためには、図書館のあるべき姿を具体的に何年後に見据えるかを定める必要があります。例えば、30年以上先の県立図書館の姿をイメージすることは、社会情勢の変化が予測不可能であるのと同じく、誰にも難しいものと言えます。

県政の方向性を定めた「新・群馬県総合計画」（2020年策定）は、20年後に群馬県が目指す姿を描くビジョンであり、また、基本計画により、10年間で重点的に取り組む具体的な政策を提案しています。20年後という時間軸は、総合計画と同一で政策的な整合性があり、現行の県立図書館の耐用年数を迎える時期とも重なることとなります。

以上を踏まえ、本報告書では時間軸として20年後を見据え、県立図書館の「目指す姿」と「実現するために注力する役割や機能」をバックキャスト思考で整理することとします。

2 考慮すべき見通し

20年後の社会情勢が様変わりしていれば、県立図書館もその変化に的確に対応する必要があります。20年後の県立図書館を取り巻く環境は、次のように変化していると考えられます。

（1）人口減少

群馬県の人口は既に減少傾向にあり、今後20年間でさらに減少が進むと予想されています。2040年には高度経済成長期前の水準である160万人にまで減少する一方、高齢者人口が2040年頃まで緩やかに上昇を続けると見込まれています。そのため、地域の持続可能性に深刻な影響が及ぶとともに、東京圏全体の高齢化の進展により、働き手不足や医療・介護の逼迫の影響を強く受けることも予想されます。

山間部などの小規模自治体では、高齢化や人口減少の影響に伴い、新しい公共施設の設置や公共サービスの維持が困難になる可能性も考えられます。

（2）市町村間格差の拡大

現状、県内の35市町村のうち人口規模の比較的小さい12町村では図書館が設置されていません。既に図書館を設置している市町村でも、今後人口減少等の動向次第ではその維持が困難になることも懸念されます。こうした状況下、県立図書館に期待される役割は、これまで以上に大きくなっていくと考えます。

(3) 「Society 5.0」(※) への移行

日本が目指す未来社会「Society5.0」では、単なるデジタル化ではなく、IoT (Internet of Things) で人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、課題や困難を克服できる可能性があります。人工知能 (AI) によって必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術がさまざまな課題を解決に導くことが期待されています。

図書館サービスにおいては、新しい認証技術を使った自動貸出・返却や、スマート・ロボットを使った警備や来館者案内、音声認識を使った資料検索や書庫出納、ドローンを使った図書搬送、xR 技術 (※) を使った書架やイベントなどの展開も考えられます。

(4) 情報格差の拡大

デジタル技術が大きく進展すると、そのデジタル技術の恩恵を受けられる者と受けられない者との情報格差、いわゆるデジタルデバイドも、これまで以上に大きな課題になると予想されます。情報格差はコロナ禍で顕在化した問題でもあります。将来的にも、通信環境や機器、スキルの多寡、さらに経済的格差等により情報格差が生じないよう、誰一人取り残さないという理念のもと、一層配慮していく必要があります。

3 目指す姿

「自立分散型社会を支える知的基盤として、県民と共創 (※) する図書館」

図書館というと、情報資源を活用するための箱物とイメージされがちですが、20 年後に目指す図書館は、自立分散型社会を支える社会基盤として、県民と共創する図書館です。この目指す姿を実現するためには、多様な主体が一体となって、新たな価値を共に創り上

(※) 「Society 5.0」

・第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱され、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもの。

(※) xR 技術

・xR は、総じて現実には存在しないものを表現、体験できる技術のこと。xR は、AR (Augmented Reality : 拡張現実)、MR (Mixed Reality : 複合現実)、VR (Virtual Reality : 仮想現実) に大別される。

AR : 現実世界 (一部) に仮想の情報を重ね合わせる。

MR : 現実世界 (視界全面) に仮想の情報を重ね合わせる。

VR : 現実世界の情報は遮断して、仮想世界のみを描く。

(※) 共創

・共創とは、多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。

げていくことが重要です。図書館は、様々な人が主体的に関わり共創することで、ますます充実していくという好循環が生まれるものと考えます。

この目指す姿は、県政の方向性を示す「新・群馬県総合計画」で描く20年後のビジョンとも一致するものです。ビジョンでは、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」を構築するとしています。今後、20年の間もデジタル化とともに価値の源泉がデータにシフトしていくことを踏まえ、ビジョンを実現するために、新たな価値を生む力（価値創造軸）となる概念として、「デジタル×文化×人」が提示されています。「デジタル×文化×人」とは、デジタルを地域固有の価値（文化）と結びつけ、未来を展望することで新しい価値を生み出していく考え方であり、これこそ、図書館の目指す姿を端的に表現したものと考えています。言い換えれば、県立図書館は、様々な人が集まって交流し、新しい価値を共に創り上げていくことで、実空間と情報空間が融合した知的基盤として、「新・群馬県総合計画」で描くビジョンの実現に貢献します。

20年後の県立図書館は、知の拠点として県民と共創し新たな価値を創造していく場として、まさに「新・群馬県総合計画」で描くビジョンを実現していきます。

4 目指す姿を実現するために注力する役割・機能の方向性

柱1：自立分散型社会を支える知的基盤として必要な資料や情報の収集、組織化、保存、提供を徹底すること

柱2：情報の活用・発信拠点となること

柱3：県域の中核館として図書館サービスを全ての県民に提供すること

20年後の県立図書館が目指す姿を実現するため、注力する役割・機能の方向性について、上記の3つの柱に取り組みます。

柱1：自立分散型社会を支える知的基盤として必要な資料や情報の収集、組織化、保存、提供を徹底すること

(1) 文化的な生活やビジネスに必要な知識や地域課題の解決に役立つ情報の充実と提供

図書館は、図書館法が規定する「教育と文化の発展」に努めるとともに、「新・群馬県総合計画」が目指す誰一人取り残さない自立分散型社会を支える知的基盤として、必要な資料や情報の収集、組織化、保存、提供を徹底します。このため、文化的な生活やビジネスに必要な知識や地域課題の解決に役立つ情報の充実を図って

いきます。

また、図書館の基本的なサービスの一つである調査相談（レファレンス）による情報提供も継続していきます。調査相談（レファレンス）は、研究や学習のためだけでなく、暮らしの中から出てくる疑問や、確認したい事柄、仕事の課題解決に役立つ情報やその探し方などについて、図書館の豊富な資料を駆使して相応しい情報を案内するサービスです。

さらに、市町村立図書館など県内の他の図書館に対する協力レファレンスにも注力するなど、他館のバックアップにも努めていきます。

（２）デジタルリソース（電子書籍サービス、商用データベース、デジタルアーカイブ（※）等）の充実

これからの 20 年先を考えた場合に、最も進展する技術であろうデジタル技術を活かしたリソースの充実は欠かせません。現在、県立図書館では、検索機能を備えた商用データベースや、地域資料をデジタル化しホームページ等で公開するデジタルアーカイブを提供しています。また、電子書籍サービスは全国的に市町村立図書館を中心に導入され、都道府県立図書館においても、市町村立図書館とのコンテンツの重複を避けつつ導入が進められています。

デジタルリソースの最大のメリットは、県立図書館まで直接足を運ばずに、利用者がアクセスできることにあります。県立図書館から離れた地域や図書館未設置町村に居住している方、県立図書館に行くことができない障害者の方、さらには県外の方の利便性向上にも繋がります。

電子書籍サービスは、文字拡大機能や音声読み上げ機能により、目や耳などが不自由な方、識字障害などで書籍が読めない方へのサービス向上に加え、翻訳ソフトと組み合わせることにより多文化共生にも寄与します。

また、デジタル技術を活かし、人材育成のための市町村立や学校図書館職員等の研修や調査相談をオンラインで実施するなど、県立図書館の機能、役割をより一層充実していきます。

今後も、「Society5.0」において、実現可能性のある技術を官民連携で積極的に検討し、図書館サービスの拡充・向上を図ります。

（３）行政資料や映像資料を含む地域資料の網羅的収集とデジタル化徹底、データベース化

地域資料（郷土資料）を収集し保存することは、「群馬の歴史・文化を継承する」

（※）デジタルアーカイブ

・コンテンツや記録を電子化して保存・活用する取組。

ことであり、県立図書館の特に重要な役割として、今後も変わらないものです。

また、地域資料（郷土資料）の網羅的な収集保存と併せ、郷土資料のデジタル化についても欠かせません。現在、県立図書館だけでなく、市町村立図書館が保存する地域資料を含め、資料的価値が高いものから順次デジタル化し、ホームページで公開しており、そのアクセス数は顕著に伸びています。また、国立国会図書館においても資料のデジタル化が進められ、資料を長期にわたって保存し、オンラインでの幅広い利用に供する取組が行われています。

今後も県立図書館が地域について学ぶための知の拠点として、県民や大学・研究機関等の研究に寄与していきます。

（４）「群馬らしさ」を追求した資料集積

県立図書館では、資料収集に当たり、県立図書館の役割を踏まえた資料収集方針を定め、高度専門資料等を中心に収集しています。

20年後を見据えての資料収集に当たっては、群馬の特徴をどのように捉え、その特徴を図書館の機能によって高めることができるかについて検討を進め、「群馬らしさ」を追求した資料の集積に注力していきます。

都道府県によって、歴史、地理、産業、図書館設置状況、あるいは県民性など、その土地らしさやその環境によって成立するケースが様々存在します。群馬県立図書館は、「群馬らしさ」を追求することで、他と異なる特徴を生み出すことに繋がります。

また、資料収集方針は見直し続ける必要もあります。ニーズの変化や群馬県の新しい特徴なども加味しながら、10年後、20年後、それぞれの時代によってテーマを検討し、群馬らしい資料を収集していきます。

（５）文書館、博物館等資料収集機関との機能連携

これまで図書館は単独で立地している傾向にありましたが、最近では複合施設も増えています。

郷土についての歴史的価値のある文書等を保存する文書館を図書館と一体的に運営すれば、ワンストップでのサービスによる利便性向上やレファレンスの幅が広がるなど大きなメリットがあります。

さらに、文書館だけでなく、県有施設全体における、単なる雑居的な統合ではない、融合的な機能連携も検討していきます。様々な機関との機能連携や一体的運用は、県民と共創する図書館の実現に大いに寄与するものと考えます。

柱2：情報の活用・発信拠点となること

（１）群馬における情報のハブ

ハブとは、利用者に適切な情報を提供するために作り上げられるさまざまな資料を有機的に結びつけたものであり、「Society5.0」では、人、資料（情報）、道具、場所といった資源を重層的に活用できるようになります。

県立図書館は、紙の資料だけでなく、デジタル資料を含めた様々な情報を収集しており、群馬県の知の拠点、情報の活用・発信拠点でもあります。

今後は、県立図書館が所蔵する資料だけでなく、群馬県のデポジット・ライブラリー（※）として受け入れた郷土資料、市町村立図書館等の資料も含めて、デジタル技術を使って利活用しやすい形でシステム化を図ることを検討していきます。

（２）デジタルシチズンシップ教育への支援

「新・群馬県総合計画」における新たな価値を生む力（価値創造軸）となる概念「デジタル×文化×人」を実現するためには、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し参加するための教育である「デジタルシチズンシップ教育」が必要不可欠です。県立図書館は、目指す図書館の共創にも繋がるデジタルシチズンシップ教育を「Society5.0」のメリットを最大限活かしながら支援し、自立分散型社会の構築に寄与していきます。

（３）豊富な資料・サービスを基盤としたコミュニティ形成、価値創造の場づくり

20年後の県立図書館は、新しい価値を創造していく場となることを目標とします。そのためには、様々な人が、図書館の豊富な資料やサービスを使って結びついていくような仕掛けが欠かせません。

図書館の機能を活用して新たな価値が創造され、その流れがさらに図書館の機能を充実させていくという好循環を生む仕組みを構築していきます。

柱３：県域の中核館として図書館サービスを全ての県民に提供すること

（１）県域図書館間の相互貸借を含むネットワークの活性化

県域図書館間の相互貸借については、現在、県内の市町村立図書館、大学・高校図書館等 169 館（令和 3 年度末時点）が参加し、2 台の協力車により県内を定期的に巡回しています。県内の図書館資料は、県立図書館のホームページにある「県内図書館横断検索」で所蔵の有無を調べることができ、最寄りの図書館に取り寄せる

（※）デポジット・ライブラリー

・複数の図書館で所蔵困難となった資料を集め、共同で保存する仕組み。各図書館の求めに応じ、利用者が必要とする資料を貸し出すことができるもの。

こともできます。

県域図書館間のネットワークの活性化は、県域の中核館として担うべき重要な役割の一つです。また、技術革新により新たな支援手法の出現も予想されることから、県域図書館間の相互貸借についても、協力車による現行の方法からドローンや自動運転車を使った配送に置き換えるなど、時代の変化やニーズに応じた取組を進めます。

(2) 市町村立図書館、学校図書館等への支援、円滑な情報共有、相談体制の構築

今後、人口減少等を背景に小規模自治体を中心に図書館サービスの維持が困難になってくる懸念もあることから、20年後に向けて県立図書館の存在意義は高まっていくと考えられます。県立図書館は県域の中核館として、市町村立図書館、学校図書館等に対して、資料、人材、情報等の提供など、これまで以上の支援を行い、県全体の図書館サービスの拡充・向上を図っていきます。

(3) 図書館未設置町村への図書館サービスの提供

図書館の未設置町村に対して、県は引き続き施設整備に向けた働きかけをしていきます。一方で、人口減少など各市町村が抱える事情は様々であり、上述のとおり図書館サービスが縮小される懸念もあります。

地域間格差を是正することは県の役割であり、図書館サービスについても全県民が等しく利用できることが重要です。県立図書館は引き続き県域の図書館と連携し、物流システムの強化やデジタルリソースの提供などを含め、図書館未設置町村を含む県内全域に図書館サービスを提供していきます。また、県として、中心市とその近隣市町村との連携強化策の調整や旧郡単位の複数自治体での施設整備などの調整を行うことも検討していきます。

5 実現に向けた課題

(1) 多様な主体との協働

県民と共創する図書館の実現に向けては、多様な主体との協働がポイントになります。まちづくり、官民連携、自立分散型など、様々なキーワードを踏まえ、図書館の存在意義を県民と一緒に創り上げていくものと考えています。

図書館運営や各種事業展開においても、行政単独での事業展開にこだわらず、県民・

市民、産業界・学術界・ソーシャルセクター（※）等と積極的に連携し、協働していきます。また、協働のために行政の透明化と情報公開を徹底します。

（２）職員の人材育成・確保

高度情報サービスを提供するためにも、県域図書館の人材育成を行うためにも、県立図書館では専門性の高い優れた人材を確保・育成する必要があります。図書館等に関する研究をしてきた人材の定期的採用や民間との人材交流でその質を担保していくとともに、研修講師や発表の機会を積極的に設けるなどして、職員の資質向上に取り組みます。

（３）デジタルデバインドへの対応

デジタル技術の進展に伴い、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人の間に生じる格差、いわゆるデジタルデバインドの拡大が今後より一層大きな問題となると考えています。デジタルデバインドに係る対策は、官民が一体となって取り組むべきものであり、「新・群馬県総合計画」が目指す誰一人取り残さない社会の実現に不可欠です。

県立図書館においては、デジタル機器に関する資料の充実やアプリケーション、デジタルサービスの利用の一助となる資料の充実など、デジタルデバインドの解消に向けた環境を整備していきます。

（４）施設整備

現在の県立図書館は老朽化や書庫不足などのハード面での課題を抱えています。施設や設備の耐用年数を踏まえ、今後も一定の期間、施設の維持修繕を行うとともに、他の既存県有施設を別置書庫等として有効活用することになりますが、同時にそれらに要する費用等を考慮しながら、新たな施設整備に向けた検討も進めていきます。

（５）文書館との統合

文書館は開館から40年が経過し、県立図書館と同様に老朽化が進んでいます。また、文書館は郷土に関する歴史的価値のある古文書等を保存・閲覧する機能を有していることから、文書館と図書館は親和性が高く、利用者の視点からも機能統合に大きなメリットがあります。

新たな施設整備の検討に当たっては、文書館との統合を念頭に、資料と情報の収集、組織化、保存、提供の機能のより一層の充実・強化を図っていきます。

（※）ソーシャルセクター

・営利・非営利を問わず、社会課題の解決を目指した組織全般のこと。

(6) 前橋市立図書館との機能連携

県有施設のあり方見直し最終報告を受け、県立図書館では前橋市立図書館と重複する機能の解消に向けて、購入資料の差別化やアーカイブ機能の強化などの取組を進め、役割分担の明確化に努めています。また、同図書館との間では、新たな機能の県市共同設置に向け検討を進めています。

市町村立図書館との役割分担の明確化などにより、県立図書館に求められる全県民に等しく図書館サービスを提供するという役割に一層注力していきます。

Ⅲ 資料編

1 群馬県立図書館の在り方検討委員会

(1) 設置要綱

群馬県立図書館の在り方検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 群馬県立図書館（以下「県立図書館」という。）は築43年が経過し、老朽化や書庫不足など施設面での課題を抱えている。一方で、行財政改革の一環として県有施設のあり方を検討した「県有施設のあり方見直し最終報告」（令和3年3月）において、合築も含めた前橋市立図書館とのサービス重複解消や、文書館との再整備の検討を指摘された。これらを踏まえ、長期的な視点から新たな時代にふさわしい県立図書館の在り方を検討するため、「群馬県立図書館の在り方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の構成員は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) 新たな時代に求められる県立図書館の役割や機能に関すること
- (2) 前橋市立図書館とのサービス重複の解消に関すること
- (3) 文書館との再整備に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要があると認める時は、別表に掲げる者以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(会議)

第4条 教育長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、教育長が指名する委員がその職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、設置の日から令和4年3月31日までとする。

- 2 委員会の設置期間は、必要と認められる場合は延長することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、教育委員会生涯学習課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会生涯学習課が定める。

附則

この要綱は 令和3年9月30日 から施行する。

この要綱は 令和3年11月15日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	所属等
赤石 知子	株式会社上毛新聞社デジタルビジネス局出版部長
岡本 真	アカデミック・リソース・ガイド株式会社代表取締役
河島 茂生	青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授
後藤 さゆり	共愛学園前橋国際大学副学長
西村 淑子	群馬大学情報学部教授・総合情報メディアセンター長
山崎 新太	株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネージャー

五十音順、敬称略、所属等は委員会設置当時

(3) 検討経過

開催日程	主な議題
第1回 (令和3年10月12日)	・長期的な視点からみた県立図書館の在り方 ・前橋市立図書館とのサービス重複等について ・文書館との再整備について
第2回 (令和3年10月26日)	・都道府県立図書館の動向を把握する必要性について ・個別事例について ・群馬県の課題について ・在り方(あるべき姿)について
第3回 (令和3年11月16日)	・議論の時間軸について ・新たな時代の県立図書館の在り方(あるべき姿)について
第4回 (令和3年12月21日)	・新たな時代の県立図書館の在り方について
第5回	・図書館職員への意見聴取について(県立図書館職員及び

(令和4年2月3日)	市町村立図書館職員への意見聴取) ・前橋市立図書館とのサービス重複解消等について
第6回 (令和4年3月15日)	・新たな時代の県立図書館の在り方について
第7回 (令和4年8月2日)	・群馬県立図書館の在り方検討報告書(案)について ・前橋市立図書館とのサービス重複解消等について
第8回 (令和4年11月1日)	・群馬県立図書館の在り方検討報告書(案)について

(4) 議事概要

第1回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和3年10月12日（火）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員6名、事務局7名

委員の主な意見：

○長期的な視点からみた県立図書館の在り方

- ・デジタル技術は今後どんどん伸びていくと考えて検討を進めていかなければいけない。
- ・郷土資料等は、収集、デジタル化し、誰もがアクセスできるような体制整備に取り組んでもらいたい。
- ・デジタル空間の拡大と、体験や人が集まって交流することによって生まれる知の両方が実現する図書館であってほしい。
- ・実空間と情報空間が融合した形を模索すべき。
- ・市町村立図書館の充実で、県立図書館の意義は薄らいできたように思えるが、社会情勢の変化、人口減少を見据えると、県立図書館の役割はかえって強化する必要がある。今後図書館を維持できない市町村が増えると、県立が広域でフォローしていかなければならない。
- ・2050年のことは誰もよくわからない。社会の変化に応じて図書館がどんな役割を果たすべきか探求できるのは唯一県立図書館だけではないか。
- ・未来の図書館を議論するということは、子どもたちを支える図書館を設計すること。立派に幸せな人生を送れるだけの情報、また体験をさせていく施設としてあり続ける必要がある。
- ・時間軸で考えることが大事。どこを見据えるのかというのがあってよい。短期、中長期で考えるのがよい。

○前橋市立図書館とのサービス重複等について

- ・利用する中で、県立図書館は専門性の高い図書館という認識があり、市立図書館との重複はあまり感じていない。
- ・県立と県庁所在地の図書館との機能重複は、群馬の場合はあたらないうってよい。データを示し、論破することも図書館業務においては必要。議論にけりをつけた上で先に進むべき。
- ・県市一体の整備がよい取組と受け止める風潮があるが、あくまでもその環境で成立するモデル。群馬には群馬らしさがあるので、こだわって追求した方がよい。

- ・(県有施設のあり方検討最終報告で出された) 前橋市立との合築の検討は、行政上のコストカットから提案されている。連携を否定するものではないが、安易な合築はやめたほうがいい。
- ・児童書がかなりある。また、読み聞かせもやっているが、これらは市町村への指導的役割として実施してもらいたい。

○文書館との再整備について

- ・利用者からすると、利便性を考えるうえでも、同じ場所にある方がよい。
- ・文書館との再整備はよい流れ。やるのであれば、機能的連携を持たせ、雑居ではなく混ぜ合わせていくことが重要。
- ・いろいろな意味で複合化施設が増えている。ワンストップで利用できる文書館との複合化については、問題ないのではないか。

第2回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和3年10月26日（火）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員6名、事務局ほか8名

委員の主な意見：

○都道府県立図書館の動向を把握する必要性について

- ・日本の一地方都市としてみた時に大事なものは、周囲をよく見渡すことかと思う。各県ごとに様々な工夫をされている。県の実情にあわせて、何に取り組んでいるのかをきちんと押さえていくことが肝要。
- ・他県の先行事例や試行錯誤を踏まえながら、県としての政策を打っていくのが良い。
- ・群馬県ではどのような特徴をもっているのかということ、足下で考えていくことが大事。

○個別事例について（事務局説明で取り上げた事例以外）

- ・ある県では2013年に既存県有施設を全て一律に見直すという県方針が出たが、県有志側の政策提案により県の方針が覆るという形になった。安易に合理化する方向ではなく、いかに財産を適切に活用していくかが重要。
- ・ソフト面を含めた指定管理者制度を導入している都道府県立は1県のみ。図書館法においては、自治体間協定や経済的負担なしに図書館間で協力しあうことをいきなり求めている。これが図書館に指定管理者や民間活用手法を導入する難しさとなっている。
- ・沖縄県立は、県外・国外へ出た県出身者へのいわゆる先祖調査を行う取組を行っている（レファレンスサービスの一環）。県の特徴を活かしたサービスとしての参考事例となる。
- ・県市一体型の高知図書館は利用が好調であるが、これは高知県という県の特殊性によるところが大きい。また、巨大施設を作って交流機能をもたせることで街づくりの政策的にはうまくいっている部分もあるかと思うが、やはり本当に県としてやることは考える必要がある。

○群馬県の課題について

- ・群馬県における図書館行政、知識・情報活用行政の課題は、明らかに基礎自治体間において相当の差がついていること。同じ群馬県に生まれても、どこに生まれたかによって得られる情報に関して相当のハンディがついている。
- ・図書館未設置町村が多いということは、県立図書館としてもその機能の維持・向

上が強く求められるのではないか。

- ・前橋と高崎という二つの街がある群馬で、(高知縣市一体図書館と)同じような取組をすることは果たして可能なのか。慎重に考えるべきではないか。

○在り方(あるべき姿)について

- ・人を育てるという視点で、県立図書館が学校図書館や市町村立図書に対してモデルとなって、県全体を引き上げていくような機能を持っているところは、やはり素晴らしい。
- ・図書館の専門性という意味で、人材はすごく重要なこと。図書館を運営する人材の重要性を感じている。県立図書館は、市町村に対し情報提供や指導的役割を果たすことが期待される。
- ・費用が無尽蔵に使えるわけではない中で、どのような県立図書館が欲しいかを考えた時、現状の使い方・蔵書を考えると、より専門性を深めていける図書館がいいのではないか。
- ・文書館との機能統合については、他県の状況を見てもその方向で動いていると確認できる。

第3回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和3年11月16日（火）

場 所：群馬県立図書館ホール ※県立図書館の現地視察も併せて実施

出席者：委員5名（1名欠席）、事務局ほか7名

委員の主な意見：

○議論の時間軸について

- ・県総合計画のビジョンも2040年を見据えている。政策的な整合性という観点でも2040年というのは、特に問題はない。
- ・県総合計画もバックキャスト式で出されている。それに則って同じようにするのもよい。20年先が具体的にできれば、後は現実的に選択していくことになるので比較的決めやすい。

○新たな時代の県立図書館の在り方（あるべき姿）について

委員から出たキーワード

委員1

- ・2040年の市町村の状況を考えるべき（県だけではなく）
- ・市町村で、新しい公共施設がつかれない時代
- ・公共サービスが維持できない
- ・リモートによる市町村サポート
- ・オンラインによる人的サポート（司書等）
- ・市町村間のハブ、ネットワーク化
- ・選択と捨象
- ・県域をまたぐ広域連携、資料選別
- ・国会図書館との連携による資料選別
- ・図書館（社会教育）の政策的位置づけの議論（短期）
- ・デジタルアーカイブ化の徹底
- ・書籍からサービスに転換したものの収集
- ・情報の収集（本）と、情報の選別（ネット）

委員2

- ・デジタル化 バリアフリー化
- ・郷土資料の収集保存、デジタルアーカイブ
- ・人口減少社会 中心市街地の活性化
- ・専門職 人材確保、育成

委員 3

- ・ デジタル化
- ・ 郷土資料保管の最後のとりで
- ・ 市町村への資料提供の促進
- ・ 調べる、知るという活動を身近にするための啓蒙拠点に
- ・ より専門性の高い施設へ（司書の増員など含む）
- ・ 建て替えの際の立地の再考（駐車場問題を含む）

委員 4

- ・ とことんデジタル化（群馬資料）
- ・ 群馬らしさの明確化
- ・ 知識基盤社会
- ・ 読書→読み書き→リテラシー
- ・ 諸々のケリ決着 スタート地点 議論の本意
- ・ 新しい財政論
- ・ 県立施設の機能融合

委員 5

- ・ 情報のプラットフォーム化 ハブ機能としての図書館
- ・ 北関東県立図書館の有機的連携
- ・ 図書館の図書館としての専門職員の充実
- ・ 学校（含幼・保）での学習支援
- ・ 人間らしさ
- ・ 居場所、交流の場

第4回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和3年12月21日（火）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員5名（1名欠席）、事務局7名

委員の主な意見：

○新たな時代の県立図書館の在り方について

- ・県が目指すビジョン「ニューノーマル～誰一人取り残さない自立分散型社会の実現～」(新・群馬県総合計画)に寄与する県立図書館でなければいけない。
- ・総合計画を踏まえた図書館政策はあまり展開されていない。それなりの手続きを踏まえて県政の方向性を定めた総合計画との、ある程度の整合性を追うべきではないか。
- ・県の方向性に沿った県立図書館というのは否定しないが、これまでの公共図書館に関する議論の蓄積なども吸収するのが良い。
- ・新総合計画において「価値創造軸」とは「デジタル×文化×人」と書かれている。県立図書館は、まさに「デジタル×文化×人」の基盤となる場ではないか。
- ・県として等しく県民に奉仕していくという観点で考えたときに、市町村とどのような関係を結ぶのかということを引きちんと設定する必要がある。
- ・「在り方検討」のような議論は、現場を見なさすぎるという批判が往々にしてある。現場の声、そしてその先にいる基礎自治体職員の声をしっかりと呼び込んでいって方針を決めるというのが望ましい。

各委員から出されたキーワード

- ・始動人を生む、育む
- ・共創する コミュニティ パブリック
- ・産官学の螺旋的融合
- ・新たな市町村連携
- ・創造性
- ・歴史（集合的記憶）の継承
- ・知のプラットフォーム化
- ・楽しむ滞在
- ・デジタルデバイドの解消、サポート
- ・文化×人×デジタルの基盤となる場
- ・(文化) 群馬の文化を保存、継承、創造する
- ・(人) EducationからLearningへ
- ・(デジタル) については官民連携

- ・図書館職員は始動人か？→官民協働
- ・非ビジネス領域（S o c i a l 領域）の官民共創の場
- ・情報にアクセスすること、交流することが保証される場

第5回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和4年2月3日（木）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員6名、事務局7名

○県立図書館職員への意見聴取

事務局から、県立図書館職員全員を対象に実施したアンケートに寄せられた意見について、概要を説明した。

○市町村立図書館職員への意見聴取

福島県白河市立図書館中沢孝之館長（元草津町立温泉図書館職員）に出席いただき、市町村立図書館職員の立場から見た県立図書館の在り方等について意見を聴取した。

<評価する取組>

- ・レファレンスサービス
- ・相互貸借を支える物流（2台の協力車による定期巡回）
- ・市町村立図書館を含めた県域での郷土資料デジタル化

<努力を要する取組>

- ・未設置町村への支援
- ・未設置町村の県民に対してのアプローチを考え、働きかけを強化すること
- ・市町村立図書館への支援
 - 相互貸借の活発な利用を促すこと
 - 市町村立図書館職員への研修を充実すること
 - 県立の持つ情報を集約し、市町村立図書館へ提供すること
 - 市町村立図書館への巡回等により、必要な支援を汲み取ること
- ・県立図書館職員の人材育成
 - 年代が繋がるよう定期的に専門職員を採用すること
 - それなりの勉強を重ね、研修講師や実践発表等の機会を積極的に持たせること
- ・発信、広報
 - 研修講師や実践発表等の機会も含め、図書館のPR、外への発信を積極的に行うこと

○前橋市立図書館とのサービス重複解消等について

委員の主な意見：

- ・前提として前橋市立図書館と県立図書館の「来訪者の重複」は、県庁所在地である限り避けられないこと。来訪だけが利用であるとの認識になっているこ

とが問題。

- ・ 県市の全面合築は、ものすごく息のあった瞬間でないと進まない。お互いのスケジュールに慌ただしくいってしまうのはまずい。
- ・ 全県民が等しく図書館サービスを楽しめるというのが大前提であるので、（サービス重複解消のために行うことが）他の自治体や前橋市民ではない県民の利害を損なうことになってはいけない。

第6回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和4年3月15日（火）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員5名（1名欠席）、事務局7名

委員の主な意見；

○新たな時代の県立図書館の在り方について

- ・ICT技術の活用は図書館サービスの多方面に渡る。最新の動向を常にチェックし、サービスの改善、拡張を目指すことは大切。それと同時にデジタルデバイスへの対応も必要になる。
- ・「情報リテラシー支援」という言い方が出てくるが、少し限定的に捉えられてしまう。アップデートを図って「デジタルシチズンシップの涵養」と大きく捉えても良いのではないか。
- ・行政が考えた「図書館の存在意義」を住民に押し付けるのではなく、図書館をどう県民と一緒に創り上げていくかという目線で考えた方がよい。
- ・図書館は「成長する有機体」と言われるように、そこで活動するということをメインにすべき。
- ・最近、「共創」が強く押し進められているが、単に民間に委託するという次元ではなく、県内のさまざまな主体と共に創るという趣旨を明確に出していった方がよい。
- ・20年後の図書館は決して情報を得るだけの場ではない。それぞれの人たちが主体的に関わっていける場も用意されていることで、より機能が充実していくという循環が生まれる。

第7回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和4年8月2日（火）

場 所：ウェブ会議（教育委員会会議室）

出席者：委員6名、事務局7名

委員の主な意見；

○群馬県立図書館の在り方検討報告書（案）について

- ・20年後の県立図書館を取り巻く環境は、単なるデジタル化ではなく、社会が「Society5.0」へ移行することで、人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、課題や困難が克服される可能性があることを前提とした方が良い。
- ・20年後は、自動貸出機や自動返却機の導入、スマート・ロボットによる警備・来館者案内・図書移送、xR技術やデジタルサイネージの図書館サービスへの展開など、一段階具体的な記述があっても良い。
- ・電子書籍サービスは、障害者向けのメリットだけでなく翻訳ソフトによる多文化共生サービスのメリットにも繋がることに触れたほうが良い。
- ・情報のハブについては、もう少し言及した方が良い。情報のハブとは、利用者に適切な情報を提供するために作り上げられる様々な資源を有機的に結びつけたものであり、「Society5.0」では、人、資料（情報）、道具、場所といった資源が重層的に活用可能になる。
- ・デジタルシチズンシップ教育が必要な理由を記載した上で、群馬県では始動人の育成のためにデジタルシチズンシップ教育が必要と整理してはどうか。
- ・未設置町村における読書環境整備等の支援について、基礎自治体に対する県としてのサポートだけではなく、近隣市町村間の連携強化等の調整や旧郡単位での複数自治体での施設整備の調整なども講じていくのが良いのではないか。
- ・図書館運営や各種事業展開において、産業界・学術界・ソーシャルセクター等と積極的に連携していく、ということを明確に述べた方が良い。
- ・デジタルデバイド対策は官民連携して行うものであることを踏まえた上で、デジタルデバイドの解消に向けて、県立図書館が行う具体的取組などを記述できると良い。

○前橋市立図書館とのサービス重複解消等について

- ・県立図書館と新前橋市立図書館との機能統合の方向性については、県市で協議中とのことで理解した。

第8回群馬県立図書館の在り方検討委員会 概要

開催日時：令和4年11月1日（火）（書面会議）

群馬県立図書館の在り方検討報告書（案）について、各委員の修正意見を踏まえ、文言整理を行った。

2 関連法令等

◎図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）※抜粋

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

（図書館奉仕）

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること
(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

◎図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）

※抜粋

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

第二 公立図書館

- 一 市町村立図書館 ※第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用

3 図書館サービス

- (一) 貸出しサービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図

書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする